

令和7年矢板市議会定例会

第404回定例会議

提出議案説明書

令和7年6月

矢 板 市

提 出 議 案 説 明 書

令和7年矢板市議会定例会第404回定例会議に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました議案は、補正予算1件、条例の一部改正1件及び人事案件3件の計5件であります。

議案第1号 令和7年度矢板市一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ1億1,048万4千円を追加計上し、予算総額を160億8,722万円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出から御説明申し上げます。

総務費におきましては、戸籍住民基本台帳事務費に係る経費を追加計上いたしました。

民生費におきましては、社会福祉総務費に係る経費を追加計上いたしました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、国庫支出金を追加計上いたしました。

議案第2号 矢板市市税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、本市固定資産評価審査委員会委員であります中山文生氏が、令和7年6月21日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その選任

について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 第1項及び第2項省略

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

以下省略

議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります近藤一氏が、令和7年9月30日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、XXXXXXXXXX、鈴木恆典氏をその候補者として推薦することを最も適当と認め、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 省略

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

以下省略

議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります豊田久仁子氏が、令和7年9月30日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その推薦について、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜粋）省略

以上が、本定例会議に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。